

門真市議会議員政治倫理条例

平成25年3月28日門真市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳格な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、門真市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、法令及び市の条例、規則等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう行為を慎むこと。

(2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 市民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。

(4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体に便宜を図る等、その権限又は地位による影響力を不正に行使しないこと。

(5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 市職員の採用、昇格及び人事異動に関して、議員の地位による影響力を行使しないこと。

(7) ハラスメント等公序良俗に反する言動その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(8) 暴力団等反社会的勢力を利用し、暴力団等反社会的勢力に利用され、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。

(9) 市から活動又は運営に対する補助金、交付金又は助成金の交付、使用料等の減免その他の優遇措置を受けている団体の役員（会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、会計、事務局長、顧問、相談役及びこれらに準ずる者をいう。ただし、議会推薦による就任を除く。）に就任しないこと。

（審査請求の手續）

第4条 議員が、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、議員3人以上の連署をもって、その代表者から、当該議員が政治倫理基準違反の疑いがあることを証する書面を添えて、門真市議会議長（以下「議長」という。）に対し、審査請求をすることができる。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、その結果、審査請求が適当と認められたときは、門真市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員定数は、6人以内とし、議員（審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査請求をした議員を除く。）の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。

3 委員の任期は、当該審査が終了する時までとする。ただし、議員の資格を失ったときは、その任期を終了する。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（政治倫理基準違反の審査等）

第6条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。

2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

（議員の協力義務）

第7条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(釈明の機会の保障)

第8条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査を終えたときは、議長に対してその結果を報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る文書の写しを審査請求をした議員及び審査対象議員に通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第10条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

(準用)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、門真市議会会議規則（令和3年門真市議会規則第1号）及び門真市議会委員会条例（昭和36年条例第10号）を準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月23日門真市条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月22日門真市条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。